

運転免許取得関係

・原動機付自転車，普通自動二輪車運転免許取得→満16歳を迎えた生徒で，届出制（県教育委員会等が主催する交通安全講習を受講する。）

・普通自動車→第3学年生徒で，届出制

※届出後であれば在学中の免許取得が可能

・原動機付自転車での通学→原則として駅まで片道10km以上で，他に適当な交通機関のない場合許可することがある。ただし，通学路の状況により片道10km未満でも許可する場合がある。また，部活動に加入している者で本人及び保護者から申し出があった場合は，生徒指導部で十分に検討した後，校長の許可を経て所定の条件の下これを認める。

防寒着

・「紺，黒系の無地のもので，防寒としての機能を果たし華美でないものとする。」→「華美でない無地とし，防寒としての機能を果たすものとする。」（R6.12.23～試行、R7年度～改定）

## アルバイト

・「長期休業中を除き，原則として認めない。長期休業中のアルバイトについては別に定める。」→削除（現状の生徒心得内容と合っていないため）

※平常時のアルバイトについてもR6年度（1～2年生）19名許可が下りています。

※新入生（1年生）のアルバイトは、原則として1学期期末考査後～受付

## R5→R6 年度生徒心得等改定の主な内容（抜粋）

・「夏服期間のスカート時の指定ソックスを着用可」と改定

### ※衣替え移行期間も着用可

・衣替え移行期間を昨年度までの5月中旬～を5/1～と期間を大幅拡大し、試行中（R7年度以降も継続）

・（基本的な生活習慣の確立を目指して）携帯電話等・・・「対面でのコミュニケーションを大切にしているので，始業から終業まで学習活動以外での利用を控えること。授業中は，授業担当者の指示に基づいて使用すること。」と改定

・「髪は清潔感のある高校生らしいものとする。奇抜でないこと。学習の妨げにならないものとする。」と改定

- ・ 自転車通学生徒に関して「転倒した際などに頭部を守るためにヘルメットの着用に努める。」と改定

- ・ 旅行届を廃止

- ・ 学校 HP 生徒心得に全ての内容の趣旨を掲載

- ・ 「セーター・カーディガン・ベストは上着の下のみ着用可とする。」 → 「セーター・カーディガン・ベストは上着の下のみ着用可とする。ただし、教室内（選択、多目的室、実験・実習室ふくむ）に限り、上着の脱衣を認める。」と改定（R 6. 6. 1 3）